

ポストコロナ期における
新たな学びの在り方について
(第十二次提言)

令和3年6月3日

教育再生実行会議

3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策

(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進

① 検討の経緯

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やこれに伴う緊急事態宣言を背景として、令和2年3月から5月にかけて、全国の多くの学校において臨時休業が実施されました。こうした状況の中、子供の「学びの保障」を第一に考えながら、臨時休業の長期化を想定した対応の選択肢の一つとして、同年6月、文部科学省が中心となって各府省庁の協力を得つつ、秋季入学に移行する場合の課題の整理が行われました。

秋季入学については、これまで臨時教育審議会をはじめ様々な場で議論が行われてきましたが、今回は、令和2年度に学校に在学していた児童生徒がコロナ禍で通常通りに学ぶことができない状況を前提として、学期末を令和3年3月末ではなく8月末まで延長する案について検討が行われました。

こうした形での秋季入学への移行のメリットとしては、①学年の途中に長期休暇（夏季休暇）を挟まず、学年を通じた効率的な学習・学校運営が期待できること、②秋季開始の学年を採用する国との交流拡大が期待できることなど従来指摘されてきたものに加え、③臨時休業が長期化した場合でも、必要な教育機会（学校行事や実習等も含む）を確保できることが挙げられました。

一方、検討の過程では、移行期の児童生徒の就学・卒業年齢が国際的に見て遅くなることに加え、①小学校への入学時期が後ろ倒しになることに伴う入学前の保育・教育への影響、②未就学の子供たちが小学校に入学する際、学年が分断されること、③移行期間中の児童生徒数の増加やこれに対応するために必要な教師・施設の確保、④春季の入学・卒業を前提としている社会生活の様々な面や行事等への影響などの課題が明らかになりました。

こうしたことを踏まえ、制度として秋季入学を直ちには導入せず、教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について検討する中で議論することになりました。

② 今後の望ましい在り方

秋季入学への移行を検討するに当たって、教育再生実行会議においては、大学等と初等中等教育以下の学校とでは状況が大きく異なるため、両者を分けて議論することとしました。

まず、2.(2)③で述べたように、大学等においては、日本人学生や外国人留学生の双方にとって、自らの能力や適性、思い描くキャリアパスに応じた多様な学び方が可能となる大学を切り拓く観点から、入学時期を一律に4月から秋季に変更するのではなく、入学・卒業時期の多様化・柔軟化を進めていくことが重要であると考えます。また、産業界においては、コロナ禍でジョブ型雇用を導入する動きも見られる中、雇用形態や働き方の多様化・複線化、大学等における学修成果を十分に評価する採用選考を進めるなど、採用・雇用慣行を見直していくことが求められます。

他方、初等中等教育段階に関しては、学びの保障の議論と切り離し、義務教育への就学年齢を遅らせず、かつ学年の分断や学びの期間の短縮を生じさせないようにする場合の課題を整理しました⁸⁹。この場合においても、児童生徒の一時的な急増に対応するための教師・施設の確保、入学・卒業の時期の変化に伴う社会の様々な面への影響といった移行期における課題が解決されないほか、幼稚園も入園開始年齢を前倒しする場合、教育課程に基づく教育活動の在り方や、多くの幼稚園・保育所等の運営への影響といった課題も生じます。VUCA時代に学校教育の根本的な変化が求められる中、教育現場に更なる負荷がかかることなども含め、移行に当たってのメリットとデメリットを慎重に比較衡量することが必要です。その際、デメリットの多くが移行に伴う一時的なものであることも考慮する必要がありますが、仮に初等中等教育段階の学校を秋季入学へ移行させることとした場合、国民生活や社会全般に大きな影響を及ぼすことになるため、国民や社会において十分な理解と協力を得ることが不可欠であると考えます。

こうしたことを踏まえると、全ての学校種で一律に秋季入学へと移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化について、産業界における新卒一括採用やメンバーシップ型中心の採用・雇用慣行の改革と併せて、取組を進めていくことが重要と考えます。その際、大学への飛び入学の制度は高等学校卒業資格が得られないという現行制度の隘路については、早急に制度を改善する必要があります。こうした取組の進捗状況や検証等を踏まえ、将来的に、初等中等教育段階も含め更に議論することが適当と考えます。

- 大学等は、国際化を通じた教育研究力の向上やキャリアパスに応じた多様な学びの実現の観点から、秋季入学や4学期制など学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を図る。その際、多様な履修モデルの提供に加え、入学者選抜の方法や授業料の設定・徴収の在り方についても、教育の質保証の在り方と併せて必要な検討・対応を行う。(再掲)
- 国は、大学等の国際化やリカレント教育など学びの多様化に対応した学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を進める観点から、大学等の早期卒業・修了制度に係る解釈の明示化・周知、ギャップタームの取組成果の普及促進、定員の設定・管理の在り方や授業料の設定・徴収の在り方に係る考え方の整理など必要な支援を行う。(再掲)
- 産業界は、企業の採用・雇用の多様化・複線化が進展しつつある状況を踏まえ、これを更に推進する。また、大学や学生だけでなく広く社会に対して、学修成果（ディプロマ・サプリメントや学修ポートフォリオなど）を重視した採用選考活動の実施、オンラインによる企業説明会や面接・試験の実施、秋採用・最終学年6月以降の通年採用など

⁸⁹ 整理に当たっては、秋季入学制度への移行の方式として、①4月から翌3月生まれの子を一つの学年とする現在の学年団を維持したまま、入学時期を現行の4月から9月へと7か月前倒して、義務教育の就学年齢を7か月前倒しする場合、②学年団を再編し、9月から翌8月生まれの子を一つの学年とした上で、入学時期を現行の4月から9月へと7か月前倒して、9月から起算した義務教育の就学年齢は現行と同じく6歳からとする場合の2つの方式を想定して整理が行われた。教育再生実行会議第1回合同ワーキング・グループ資料4のP5を参照。

による一層の募集機会の提供等、採用選考に関する情報発信等が求められる。(再掲)

- 国は、飛び入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校の3年間の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定し、高等学校卒業資格を付与する制度を創設する。(再掲)